

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第11号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第1第3条に次の2項を加える。

4 工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 工程表及び工事費内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

別記第1第10条第5項中「約款に定める」の次に「催告、」を加える。

別記第1第29条第2項中「第51条」を「第52条」に改める。

別記第1別表中「甲」を「発注者」に改める。

第74号様式の1及び第74号様式の2中「 $2=1 \times 100/110$ 」及び「 $4=3 \times 100/110$ 」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。